

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 8月10日

【四半期会計期間】 第41期第1四半期
(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)

【会社名】 ローランド株式会社

【英訳名】 Roland Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中英一

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1

【電話番号】 (053) 523 - 0230 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 西澤一朗

【最寄りの連絡場所】 静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1

【電話番号】 (053) 523 - 0230 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 西澤一朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期 連結累計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
売上高 (千円)	18,164,132	17,997,275	74,825,431
経常利益又は経常損失() (千円)	313,119	235,210	136,838
四半期純利益 又は当期純損失() (千円)	771,609	35,156	1,930,570
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,044,665	1,673,558	2,856,498
純資産額 (千円)	66,026,733	61,474,585	60,260,478
総資産額 (千円)	80,383,138	78,746,846	73,643,029
1株当たり四半期純利益 又は当期純損失() (円)	32.44	1.48	81.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.0	57.4	59.9

(注)1.売上高には、消費税等は含まれていません。

2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第40期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。第40期第1四半期連結累計期間及び第41期第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

連結経営成績

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減(百万円)	増減率(%)
売上高	18,164	17,997	166	0.9
電子楽器事業	10,687	10,158	529	5.0
コンピュータ周辺機器事業	7,476	7,838	362	4.8
営業利益又は営業損失()	247	134	113	-
電子楽器事業	281	159	121	-
コンピュータ周辺機器事業	33	25	7	23.3
経常損失()	313	235	77	-
四半期純利益	771	35	736	95.4

セグメント別売上高

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減(百万円)	増減率(%)
電子楽器	4,208	3,559	648	15.4
ギター関連電子楽器	2,095	2,062	32	1.6
家庭用電子楽器	2,549	2,820	270	10.6
映像・音響及びコンピュータ ・ミュージック機器	1,333	1,161	172	12.9
その他	500	554	54	10.8
電子楽器事業	10,687	10,158	529	5.0
コンピュータ周辺機器事業	7,476	7,838	362	4.8
合計	18,164	17,997	166	0.9

販売地域別売上高

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減(百万円)	増減率(%)
日本	2,167	2,377	209	9.7
北米	3,267	2,794	472	14.5
欧州	3,690	3,226	464	12.6
その他	1,562	1,759	197	12.6
電子楽器事業	10,687	10,158	529	5.0
日本	803	918	115	14.4
北米	1,820	1,966	145	8.0
欧州	2,649	2,664	15	0.6
その他	2,203	2,288	85	3.9
コンピュータ周辺機器事業	7,476	7,838	362	4.8
合計	18,164	17,997	166	0.9

当第1四半期連結累計期間における経済環境は、国内で回復の動きが見られたものの依然として弱含みで推移し、海外では欧州債務問題により景気の下振れ懸念が高まるとともに、一層の円高が進行し、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済環境において、電子楽器事業では、主要分野である鍵盤楽器、打楽器、ギター関連機器において競争力の高い新製品を投入するとともに、コンテストや製品イベント等による幅広い顧客層への製品訴求や、グローバルなショッパ・イン・ショッパ展開の推進等、販売・流通網の拡充に引き続き注力しました。日本においては、期初より投入した電子ピアノや電子ドラム、ギター・シンセサイザー等の新製品が売上に貢献しました。一方、北米や欧州では、新製品の本格的な販売が第2四半期以降となるため、売上は伸び悩みました。また、アジアや中南米等の新興国は着実に成長しました。

結果、売上高は101億58百万円（前年同期比5.0%減）、利益面では新製品の生産増による原価率改善により1億59百万円の営業損失（前年同期は2億81百万円の営業損失）となり赤字幅が縮小しました。

コンピュータ周辺機器事業では、新しい事業分野の確立を図るとともに、グローバル販売体制と製品開発・生産体制の強化に注力しました。また、新興国市場での競争力強化に向け、タイ製造子会社が2012年10月に稼働開始を予定するとともに、欧州販売子会社のバックオフィス機能を統合・効率化するための子会社を設立し、稼働に向けた準備を進めました。日本や北米では前期に投入したプリンターの新製品を中心に好調に推移しましたが、欧州では円高の影響により前年同期並みの売上となりました。中国では景気拡大の鈍化や競争激化でプリンターの売上が横ばいとなりましたが、ブラジルやオーストラリアでは売上が好調に推移しました。

結果、売上高は78億38百万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は、円高や人件費等の固定費の増加もあり、25百万円（前年同期比23.3%減）となりました。

以上の結果、全体の売上高は179億97百万円（前年同期比0.9%減）となり、1億34百万円の営業損失（前年同期は2億47百万円の営業損失）、2億35百万円の経常損失（前年同期は3億13百万円の経常損失）となりましたが、最終利益は、米国販売子会社において繰延税金資産を計上したことにより35百万円（前年同期比95.4%減）の黒字となりました。なお、当第1四半期連結累計期間における平均為替レート（ ）は、79円/米ドル（前年同期82円）、104円/ユーロ（前年同期113円）でした。

（ ）海外連結子会社の事業年度は1月～12月のため、平成24年1月～平成24年3月の平均となります。

セグメント毎の販売状況は、次の通りです。

(a) 電子楽器事業

[電子楽器]

シンセサイザーは、北米や欧州で高価格帯の既存製品を中心に販売が伸び悩みました。電子ドラムは、日本では新音源を搭載した新製品が売上に貢献しましたが、北米や欧州での本格的な販売は、第2四半期以降となるため、既存製品を中心に売上は減少しました。結果、電子楽器の売上高は35億59百万円（前年同期比15.4%減）となりました。

[ギター関連電子楽器]

ギター・シンセサイザーは、日本では、米国フェンダー社と共同開発した新製品が売上に貢献しましたが、北米では既存製品の販売が減少しました。一方、ギター用マルチトラック・レコーダーは既存製品が低調に推移し前年同期を下回りました。結果、ギター関連電子楽器の売上高は、20億62百万円（前年同期比1.6%減）となりました。

[家庭用電子楽器]

電子ピアノは、日本、北米、欧州の主要市場で主力機種の新製品が好調に推移し前年同期を上回りました。また、自動伴奏機能付きキーボードの海外向け新製品が、欧州や中近東及びアジアを中心に好調に推移しました。結果、家庭用電子楽器の売上高は、28億20百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

[映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器]

業務用分野では、音響機器は欧州を中心に伸び悩んだものの、映像機器はライブ動画配信用AVミキサーが日本や北米で好調に推移し前年同期を上回りました。コンピュータ・ミュージック機器では、音楽制作ソフトウェアや周辺機器の販売が伸び悩みました。結果、映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器の売上高は、11億61百万円（前年同期比12.9%減）となりました。

[その他]

日本国内における通信カラオケ機器用音源の販売が前年同期を上回った結果、その他の売上高は、5億54百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

以上の結果、電子楽器事業の売上高は、101億58百万円（前年同期比5.0%減）となりました。

(b) コンピュータ周辺機器事業

プリンターは、立体物への直接印刷を可能にした小型UVプリンターやサイン制作用途に適したUVプリンター、メタリックシルバーインクを搭載したデスクトップサイズの溶剤プリンターの新製品が好調に推移しました。また、先進国市場向けに画質と生産性を高め本体価格を抑えた低溶剤インク対応プリンターの新製品や、中国や韓国向けに水性インク対応プリンターの新製品を投入し、新規需要の獲得を図りました。結果、プリンターの売上は前年同期を大きく上回りました。

工作機器では、前年同期に発売を開始したデンタル市場向けの切削機は、市場への浸透とともに実売ベースでは堅調に推移していますが、売上は前年同期を下回りました。また、サプライ品は、海外での需要減少により、インクを中心に前年同期を僅かに下回りました。

以上の結果、コンピュータ周辺機器事業の売上高は、78億38百万円（前年同期比4.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末と比較して51億3百万円増加し、787億46百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金が借入等により28億6百万円、商品及び製品が20億64百万円それぞれ増加し、また在外関係会社の前会計年度末である平成23年12月末から第1四半期会計期間末である平成24年3月末にかけての主要国通貨に対する円安進行を受けた在外関係会社の財務諸表の円換算額が増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末と比較して38億89百万円増加し、172億72百万円となりました。その主な要因は、短期借入金が24億56百万円、支払手形及び買掛金が16億5百万円それぞれ増加した一方、賞与の支払いにより賞与引当金が5億92百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末と比較して12億14百万円増加し、614億74百万円となりました。その主な要因は、上述の円安進行により為替換算調整勘定が13億51百万円増加し、また四半期純利益が35百万円あった一方、剰余金の配当が2億37百万円あったことによるものです。

自己資本比率は、主に上述の総資産、純資産それぞれの増加を受け、前連結会計年度末と比較して2.5ポイント低下

し、57.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

(a) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付を行う者が下記(b)口に記載する当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(b) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 当社の企業理念

「創造の喜びを世界にひろめよう」

「BIGGESTよりBESTになろう」

「共感を呼ぶ企業にしよう」

当社独自の企業活動の根底にある精神は、この3つのスローガンに集約されます。

「創造の喜びを世界にひろめよう」 - このスローガンのもとに、電子楽器事業では、単にアコースティック楽器の代替品ではなく、デジタル技術により、音楽の可能性、創造性を更に広げ、またより多くの方に楽器演奏の楽しみをお届けすることを目指しています。また、コンピュータ周辺機器事業では、お客様のものづくりの工程をデジタル技術の活用により刷新し、新たな付加価値創造を実現するソリューション提供を目指しています。

イメージを音にする、映像にする、カタチにする、それを組み合わせる、これが我々のチャレンジです。急激な情報化、グローバル化、地球規模での環境問題などを背景に、21世紀の社会においては、量的な豊かさから質的な豊かさが求められるようになってまいりました。このような社会において、「創造」のフィールドはより多様化、個性化し、我々が果たすべき役割はさらに大きく広がっていきます。「創造」という文化を担う一企業として、常にその社会的責任を強く認識し、すべてのステークホルダーにとって「共感を呼ぶ企業」となるよう、「BEST」を尽くしてまいります。

ロ 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、独創的な技術開発力、ニーズに応じた製品・市場開発力、グローバルかつ独自の生産・販売体制、当社の企業理念を十分に理解した高度で幅広い知識とノウハウを有する人材、から当社の企業価値の源泉を背景として培った、お客様、取引先、従業員その他全てのステークホルダーとの信頼関係にあると考えております。

当社は創業以来、多くの日本初、世界初の製品を市場に提供してまいりました。これは、独創的な技術開発力を背景として、新たなご提案、新規市場の開拓を積極的に進めてきた成果であり、今後もおかかる技術開発力をますます発展させることが、当社が他社との差別化を図り、企業価値を維持・向上させていくために不可欠であると

考えております。このような独創的な技術開発力は、「創造の喜びを世界にひろめよう」というスローガンの下、新製品・新技術の開発のために個々の社員の能力・経験を引き出し、生かすことを重視する当社の企業風土に由来するものです。

また、新規市場の開拓のみならず、いったん開拓した市場については、その深耕をはかり、お客様のニーズを明確化し、よりニーズに適合した製品を開発することに注力しております。このようなニーズに応じた製品・市場開発力は一朝一夕に得られるものではなく、当社が、創業以来、国内外の多数の販売店及びお客様と継続的な関係を推進する中で蓄積し、伝承してきた経験を基礎とするものであり、当社の企業価値を支える重要な要素となっております。

そして、グローバルかつ独自の生産、販売体制により、お客様に高品質、高付加価値の製品をお届けし、さらに徹底的に活用いただくためのサポートをご提供しており、かかるグローバルな体制が長年にわたって維持されていることも、当社における企業価値の源泉の重要な一要素となっております。

これらの活動の根幹にあるのが、当社グループ社員それぞれが保有する知識とノウハウであり、全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係です。今後も、当社が企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業理念を十分に理解した高度で幅広い知識とノウハウを有する人材を確保・育成し、活用すること、国内外のお客様、取引先、従業員その他全てのステークホルダーとの信頼関係を維持し、これをますます強固なものにしていくことが重要であると考えております。

八 企業価値向上のための取組み

技術開発

電子楽器事業ではデジタル信号処理、通信、映像関連技術の開発及びそれらを実現するためのハードウェアやLSIの開発が主なテーマです。コンピュータ周辺機器事業は、XYZ軸を制御するデジタル技術を中心に、製品に応じて必要な光学、化学など様々な技術導入を図っています。

また電子楽器事業では、環境保全活動の一環として、環境負荷を低減するモノづくりを推進しています。今後、さらにこの取組みを促進するために、限りあるエネルギー資源を有効活用する技術を「Energy Saving Technology (エナジー・セービング・テクノロジー) 」として認定し、開発を促進していきます。

製品開発

「カテゴリ別No.1商品を創り育てる」、「商品の市場価値を30%アップする」ことを目的とした「301プロジェクト」を製品開発活動のベースとして取り組んでいます。世界各国のグループ会社を通じて情報を収集し、マーケットの動向を的確に把握し、よりお客様のニーズに適合した製品開発に取り組んでいます。電子楽器事業ではこの取組みを「MONO-KOTO 301 PROJECT (モノ - コト301プロジェクト)」に発展させ、「モノづくり」とともに「コトづくり」の取組みにも注力しています。

生産技術

コンピュータ周辺機器事業において開発した「デジタル屋台」は、フレキシブルなセル生産にIT技術を導入し、作業者を支援する生産システムです。これを電子楽器事業では「RITHM (リズム)」、コンピュータ周辺機器事業では「D-shop (ディーショップ)」と、それぞれの製品特性に応じて発展させ、高品質、高効率、高付加価値の生産システムを構築、今後も継続的に発展させていきます。

流通・サポート

電子楽器事業では、販売店様との提携により、店舗内に当社商品専門の販売スペースを設置するショップ・イン・ショップをグローバルに展開しています。充実した商品展示と専任販売員の接客により、当社商品の魅力を直接お客様にお伝えします。コンピュータ周辺機器事業では、お客様のビジネスに役立つ情報発信や製品トレーニング、ご購入後のきめ細かいサービスをご提供する体制を整えています。

人材の確保・育成

当社の企業理念を十分に理解し、高度な知識とノウハウをもつ人材を有することは、当社の最大の強みの一つであり、企業価値の源泉となっています。当社ではこうした人材を確保し、適切な教育を実施するための積極的な取組みを行っています。

人材の採用面においては、当社の企業理念への理解、経験、知識、潜在力を総合的に検証できるように多面的な評価を行うこととし、優秀な社員の確保に努めています。

人材の教育面においては、実践に則した充実した教育プログラムを用意するとともに、常に適材適所を意識した配置を行うことで、経験と知識を高めて成長を促し、人材の持つ潜在力、成長力を最大限に引き出しているよう努めています。優秀な人材の確保、育成と社員の自主性を尊重する当社独自の社風により、既成概念に捕らわれない発想と確かな知識、豊かな経験に裏付けされた独自の製品開発、生産、販売を実現しています。

ステークホルダーとの信頼関係

ステークホルダーとの良好な関係を築き、一層の企業価値を向上させるために「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」を制定し、以下の基本方針を当社グループ社員に徹底しています。

- 1) 法令の順守及び社会規範の尊重を徹底し、常に良識ある企業活動を行う。
- 2) 性能、品質ともにベストな製品を提供する。
- 3) 会社取引において、公正・公平な競争を促進し、取引先との健全な関係を築く。
- 4) 経営情報、財務情報等の会社情報を適時正確に開示する。
- 5) 健全な職場環境を維持し、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行わない。
- 6) 会社資産は適切に利用、管理、保管し、業務目的以外には使用しない。
- 7) 環境保護活動、文化芸術活動を推進し、社会貢献を行う。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期を1年としております。加えて、経営と執行の分離とともに、迅速な意思決定と業務遂行を目的として、執行役員制度を導入しており、開発、営業、生産の業務執行について執行役員に対して権限委譲を行い、取締役会は経営方針・経営計画の策定と業務執行の監督に注力する体制としています。

また、現在、当社の取締役11名のうち、1名は独立性を有する社外取締役を選任しており、当社の監査役3名のうち2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役及び社外監査役は相互に意見交換等の連携を図り、経営の効率性、収益性のみならず、多様なステークホルダーとの関係をも考慮に入れて、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の妥当性、適法性について、それぞれの専門分野の見地から検討を行っています。

当社では、こうした当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。

(c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において当社株式の大量取得に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）の継続導入を決議し、平成24年6月22日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただきました。本プラン導入の概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文につきましては、以下のインターネット上の当社ホームページで開示しています。

<http://www.roland.co.jp/ir/plan.html>

イ 本プランの概要

本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用、株主意思確認株主総会の開催

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績あ

る会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務又は当社の業務分野に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し(以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。)、新株予約権無償割当て等の実施に關しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

ロ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(d) 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

イ 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方も踏まえた内容になっています。

ロ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

ハ 株主意思を重視するものであること

本プランは、第40期定時株主総会における承認可決の決議により導入しました。

また、当社取締役会は、一定の場合には株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に關する株主の皆様の意思を確認することができることとしています。

加えて、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

ニ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様の情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

へ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ト 当社取締役の任期は1年とされていること

当社の取締役の任期は1年とされており、毎年取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

チ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、16億12百万円です。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りです。なお、受注及び販売実績に著しい変動はありません。

セグメントの名称	品目	金額(千円)	前年同四半期比(%)
電子楽器事業	電子楽器	5,291,282	205.6
	ギター関連電子楽器	2,479,422	106.3
	家庭用電子楽器	2,619,727	119.5
	映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器	1,204,096	105.1
	その他	843,509	165.7
	小計	12,438,037	142.1
コンピュータ周辺機器事業	プリンター、プロッタ他	4,731,207	106.8
合計		17,169,245	130.2

(注)1.金額は、販売価格によっています。
 2.上記の金額には、消費税等は含まれていません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年 6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年 8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,572,404	25,572,404	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	25,572,404	25,572,404		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年 6月30日	-	25,572	-	9,274,272	-	10,800,378

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成24年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,785,200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,769,400	237,694	
単元未満株式(注)	普通株式 17,804	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	25,572,404	-	
総株主の議決権	-	237,694	

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式90株が含まれています。

【自己株式等】

平成24年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ローランド株式会社	静岡県浜松市北区細江町 中川2036番地の1	1,785,200	-	1,785,200	6.98
計		1,785,200	-	1,785,200	6.98

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,888,089	17,694,557
受取手形及び売掛金	9,828,197	9,983,611
商品及び製品	14,999,529	17,064,045
仕掛品	702,222	505,900
原材料及び貯蔵品	4,550,601	4,672,030
その他	4,298,909	3,850,228
貸倒引当金	321,294	352,212
流動資産合計	48,946,255	53,418,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20,794,648	21,154,306
機械装置及び運搬具	3,395,334	3,517,299
工具、器具及び備品	10,841,935	11,213,389
土地	7,884,078	8,220,296
建設仮勘定	81,756	194,082
減価償却累計額	25,286,765	25,984,426
有形固定資産合計	17,710,988	18,314,948
無形固定資産		
のれん	418,822	424,321
ソフトウェア	750,812	835,790
ソフトウェア仮勘定	262,664	159,778
その他	169,743	168,361
無形固定資産合計	1,602,043	1,588,251
投資その他の資産		
投資有価証券	2,109,667	1,689,110
その他	3,355,237	3,873,888
貸倒引当金	81,162	137,514
投資その他の資産合計	5,383,742	5,425,484
固定資産合計	24,696,774	25,328,684
資産合計	73,643,029	78,746,846

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,263,406	4,868,721
短期借入金	798,464	3,255,458
1年内返済予定の長期借入金	253,904	253,686
未払法人税等	193,173	164,071
賞与引当金	1,244,063	651,870
役員賞与引当金	-	10,000
製品保証引当金	419,325	398,955
その他	4,293,281	4,460,645
流動負債合計	10,465,619	14,063,410
固定負債		
長期借入金	9,616	6,684
繰延税金負債	347,115	350,322
再評価に係る繰延税金負債	164,155	164,155
退職給付引当金	473,175	557,417
その他	1,922,869	2,130,271
固定負債合計	2,916,932	3,208,850
負債合計	13,382,551	17,272,260
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,274,272	9,274,272
資本剰余金	10,801,175	10,801,175
利益剰余金	33,793,387	33,590,673
自己株式	1,768,520	1,768,537
株主資本合計	52,100,315	51,897,584
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,531	90,302
土地再評価差額金	1,475,849	1,475,849
為替換算調整勘定	6,499,089	5,148,063
その他の包括利益累計額合計	7,964,407	6,714,215
少数株主持分	16,124,570	16,291,216
純資産合計	60,260,478	61,474,585
負債純資産合計	73,643,029	78,746,846

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	18,164,132	17,997,275
売上原価	11,278,548	10,871,337
売上総利益	6,885,583	7,125,938
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	831,668	717,138
貸倒引当金繰入額	-	51,938
給料及び賞与	3,388,908	3,386,957
賞与引当金繰入額	244,709	294,023
役員賞与引当金繰入額	-	10,000
製品保証引当金繰入額	32,581	45,680
その他	2,635,449	2,754,260
販売費及び一般管理費合計	7,133,317	7,259,998
営業損失()	247,734	134,059
営業外収益		
受取利息	24,839	22,834
受取配当金	39,895	32,577
金銭の信託評価益	17,935	38,874
その他	44,489	42,542
営業外収益合計	127,159	136,829
営業外費用		
支払利息	15,544	18,942
売上割引	161,558	133,753
為替差損	3,910	68,714
その他	11,529	16,568
営業外費用合計	192,543	237,980
経常損失()	313,119	235,210
特別利益		
固定資産売却益	3,428	4,824
特別利益合計	3,428	4,824
特別損失		
固定資産除売却損	3,494	6,626
特別損失合計	3,494	6,626
税金等調整前四半期純損失()	313,184	237,012
法人税、住民税及び事業税	89,828	147,317
法人税等調整額	1,124,633	352,800
法人税等合計	1,034,805	205,482
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	721,620	31,529
少数株主損失()	49,989	66,685
四半期純利益	771,609	35,156

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	721,620	31,529
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,150	101,968
為替換算調整勘定	1,325,194	1,807,056
その他の包括利益合計	1,323,044	1,705,087
四半期包括利益	2,044,665	1,673,558
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,694,814	1,285,348
少数株主に係る四半期包括利益	349,851	388,210

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)
連結の範囲の重要な変更 前連結会計年度において持分法非適用非連結子会社であったRoland Digital Group (Thailand) Ltd.及びRoland DG EMEA, S.L.は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めています。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。 この変更による当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 保証債務

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)	
非連結子会社銀行借入保証	101,739千円	非連結子会社銀行借入保証等	120,118千円
従業員銀行借入保証	54,911	従業員銀行借入保証	53,138
得意先債務支払保証	230,675	得意先債務支払保証	252,564
合計	387,327	合計	425,821

(2) 手形割引高

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)	
輸出手形割引高	87,623千円	輸出手形割引高	34,617千円

(3) その他の偶発債務

当社の連結子会社Roland DGA Corporationは、米国に本社のあるGerber Scientific International, Inc.社から同社の米国特許権の侵害をしているとして、損害賠償請求（金額の明示なし）及びRoland DGA Corporationに対する当該特許技術を利用した製品の製造、販売及び販売促進行為等の差し止め及び同製品の回収命令の申し立てを内容とする訴訟を平成19年1月30日に提起されました。

同訴訟は係争中ですが、平成22年4月9日、Roland DGA Corporationに加え、当社の連結子会社ローランド ディー・ジー・㈱も共同被告として訴訟を提起されました。

また、当社の連結子会社Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.は、州税務署より過年度の商品流通サービス税に関し、追徴請求を受けました。同社はこれを不服として、その追徴請求の全部につき不服申し立てを行い、一部は司法裁判所に提訴し、現在審理中です。

なお、追徴請求を受けている金額は平成24年6月30日現在でR\$11,243千（本税に加え金利及び加算金等を含む）であり、そのうち審理中のものはR\$4,986千です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	553,157千円	520,393千円
のれんの償却額	15,209	26,988

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	297,348	12.5	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	237,871	10	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	電子楽器事業 (千円)	コンピュータ 周辺機器事業 (千円)	合計 (千円)
売上高			
外部顧客への売上高	10,687,985	7,476,146	18,164,132
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	10,687,985	7,476,146	18,164,132
セグメント利益又は損失()	281,017	33,282	247,734

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しています。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	電子楽器事業 (千円)	コンピュータ 周辺機器事業 (千円)	合計 (千円)
売上高			
外部顧客への売上高	10,158,666	7,838,609	17,997,275
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	10,158,666	7,838,609	17,997,275
セグメント利益又は損失()	159,594	25,534	134,059

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載の通り、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しています。

この変更による当第1四半期連結累計期間の「電子楽器事業」及び「コンピュータ周辺機器事業」のセグメント利益又は損失に与える影響は軽微です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益	32円44銭	1円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	771,609	35,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	771,609	35,156
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,787	23,787

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 9日

ローランド株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西松 真人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 寿佳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているローランド株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ローランド株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。